

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（農地防災事業）茶屋池地区・新堂谷池地区・砂池地区・道上池地区）計画を平成30年2月5日定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成30年2月16日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成30年2月9日

香川県知事 浜 田 恵 造